

教職員が 子供たちと向き合う時間 を確保するため
学校における働き方改革 へのご理解とご協力をお願いします！

背景

現在、国や県では、学校における働き方改革を推進することにより、各学校が子供たちに必要な教育活動を持続的に行い、その健やかな成長に繋がられるように取り組んでおります。

教職員が心身の健康を保持し、子供たちと向き合うための時間や、授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保できるよう、学校・教職員の役割や働き方を見直し、教職員の長時間勤務を早急に改善することが必要とされています。

教職員の時間外勤務は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教職員が多い状況です。銚子市教育委員会は、学校の働き方改革に向けて、一層の取組を進めてまいります。保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いします。

教職員の勤務の現状

- ✓本市の教職員の勤務時間は8時から16時30分まで(※1)です。
 - ✓早朝や16時30分以降は勤務時間外となります。
 - ✓国の調査では、小・中学校では2人に1人の教員が、国の基準(※2)を超えて時間外勤務をしていることや中学校では、過労死ライン(※3)を超えている教職員が4割近くにのぼるとされています。
- (※1) 勤務時間は学校によって異なります
(※2) 月あたり45時間以上の時間外勤務
(※3) 月あたり80時間以上の時間外勤務

<教職員の1日のスケジュールの例（小学校）>

7:00		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00		
時間外		勤務時間（【例】8：00～16：30）									時間外				
授業準備	登校指導	朝学活等	1校時	2校時	児童指導（業間）	3校時	4校時	給食指導	清掃指導	5校時	6校時	終学活	下校指導	休憩	○授業準備・教材研究 ○提出物返却準備 ○成績評価 ○行事の準備 ○保護者の相談対応 ○個別の打ち合わせ ○学級（学年）事務 ○部活動指導（中学校）

働き方改革の取組例

- 夜間・休日、学校閉庁日の電話対応

 - ・学校への電話による問い合わせ等は、小学校は17時まで、中学校は17時30分までとします。市では留守番電話の導入を進めています。(※4)
 - ・電話がつかない場合には、翌日以降の勤務時間にご連絡ください。
 - ・緊急対応を要する場合は、市役所や警察などの専門機関へのご連絡をお願いします。

(※4)長期休業中は、16時30分までとします。正規の勤務時間は16時30分までのため、長期休業中以外でも、16時30分以降は対応しきれない場合があります。また、事故やけがなどの緊急時や学校行事のため、上記の時間以降に、学校から連絡を差し上げる場合があります。
- 学校行事の精選など

 - ・行事のねらいや子供たちの状況を踏まえて、廃止・統合や規模の縮小、時間の短縮等の工夫をして実施する場合があります。
 - ・休日に開催される地域の行事においては、教職員が参加できないこともあります。
- 校務DXの推進

 - ・お便りやお知らせ、出欠席の連絡やアンケート等については、ペーパーレス化及びクラウドの活用を前提にした校務DXを推進しています。
- 保護者・地域との連携

 - ・登下校時の安全確保等については、保護者や地域の皆様のご協力を引き続きお願いします。